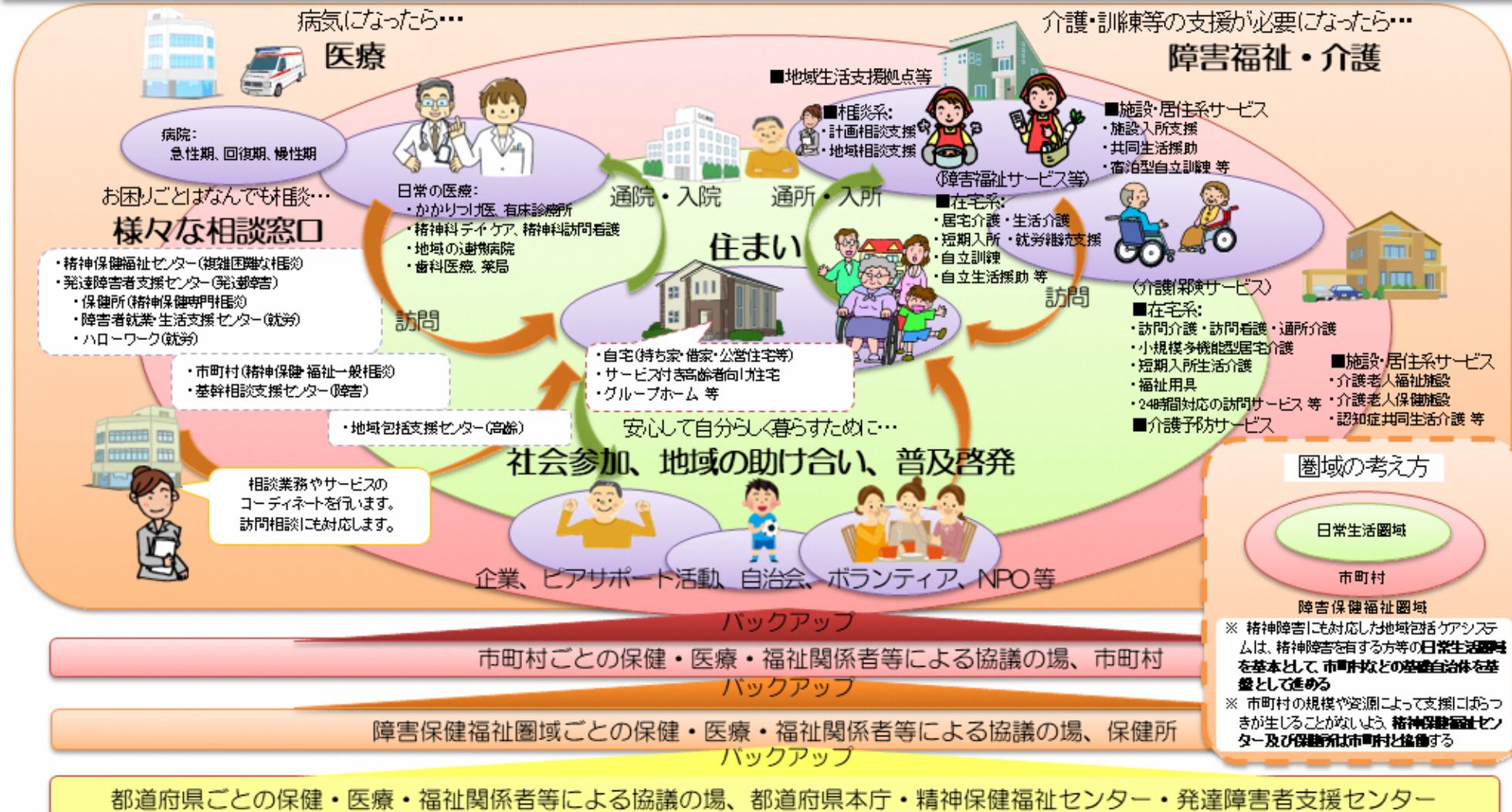


文京区 にも包括構築の取り組み

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアソポーター、家族、居住支援関係者などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(地域生活支援促進事業)

※ 地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し、質の高い事業実施を図るもの。

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアソーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、市町村、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

【事業内容】(1)のうち協議の場の設置は必須とする)

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

地域精神保健福祉連絡協議会を開催

「心のサポーター養成研修」を実施

ピアソーター交流会を開催

措置入院者の退院後支援を実施

- 令和元年度 地域精神保健福祉連絡協議会を協議の場として位置づけ
- 令和2年度 退院後支援事業開始
- 令和4・5年度 普及啓発事業(モデル事業)「心のサポーター」養成研修を実施
- 令和6年度 区事業として「心のサポーター」養成研修を実施
ピアソーター交流会を開催

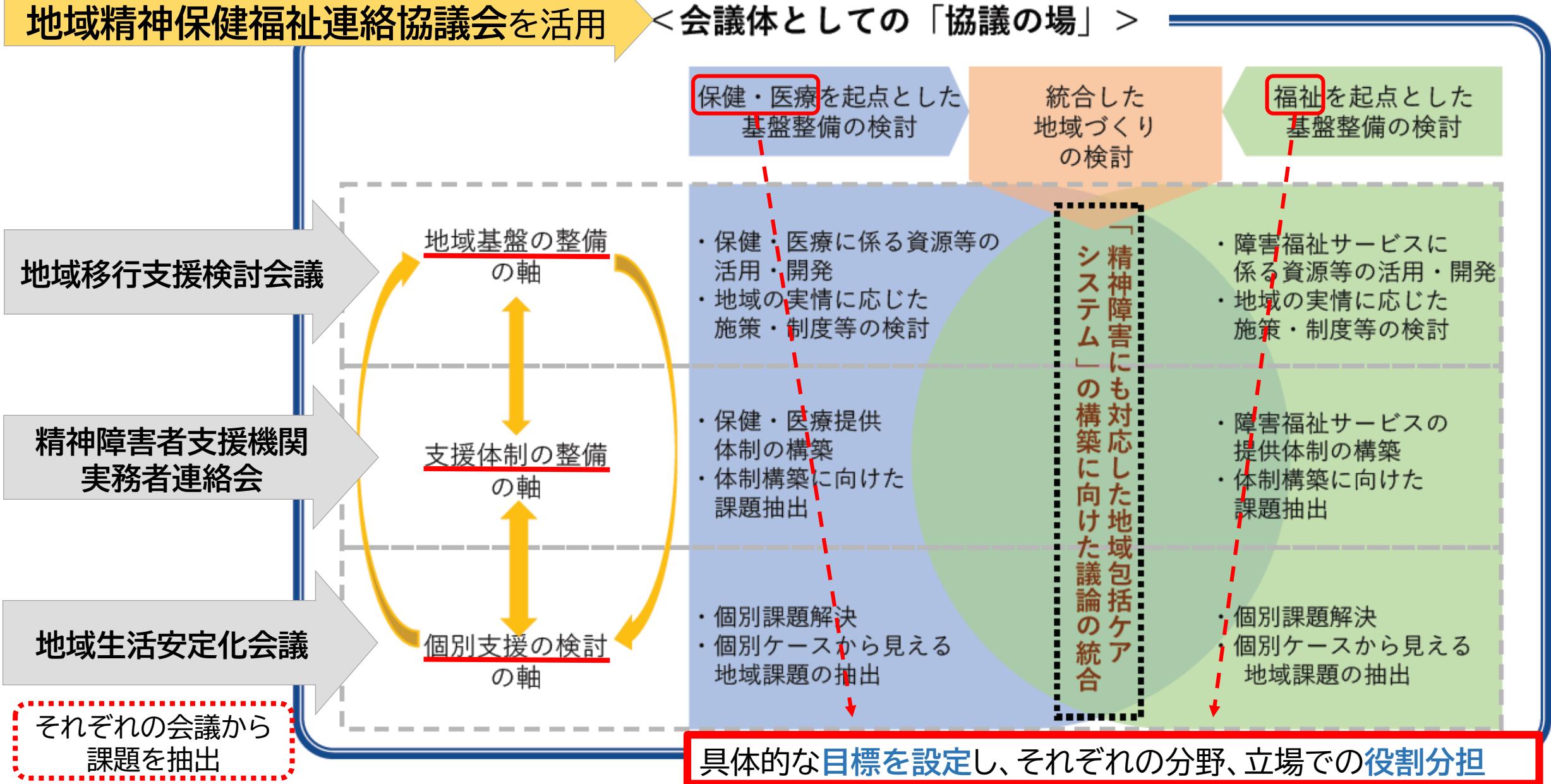
地精協の取り組み

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
「文の京」総合戦略	R2～R5			R6～R9	精神障害者の地域における支援体制の構築・強化 精神障害者が地域で安心した暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者等、精神障害者の地域支援に関わる関係者等において、保健医療・障害福祉の両方の視点から地域の課題等の議論を深め精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。	
文京区地域福祉保健計画	障害者・児計画	R3～R5		R6～R8	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を行います。	
	保健医療計画	H30～R5		R6～R11	精神保健医療対策は、入院医療中心から地域生活中心への移行を促進するため、精神疾患に対する誤解や偏見をなくし、当事者や家族等が地域で安定した生活を送ることのできる精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療、障害福祉・介護、住まい、住民参加(就労)、地域の助け合い、教育に関する施策の取組を充実していきます。	
文京区地域精神保健福祉連絡協議会					地域精神保健福祉施策を、関係機関との連携を図りながら体系的かつ総合的に推進するため、精神保健福祉対策に関すること、関係機関・関係団体との連絡及び協力の確保に関すること、精神保健福祉の知識の普及に関すること、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること、精神保健福祉施策の推進に関するなどを協議することを協議する。	
	○R1年精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議会として位置づけ ○協議会に求められる役割を整理し、共有 ○地域の課題の共有のためのアンケートを実施 ○地域アセスメントの共有(コア会議、他の会議体からの意見を集約) ○地域ビジョン(地域のあるべき姿)と具体的な目標の設定 ○役割分担と令和6年度以降のロードマップを作成		○コア会議でピア活動についての意見交換 ○ピア活動についての情報収集と課題整理 ○実務者連絡会でピアサポートを取り上げる ○ピアプロジェクトチームの発足 ○ピアサポート交流会の開催 ○協議会で「ピアセンターを知ろう」講演			

文京区における、協議の場の機能と協議内容の構造

地域精神保健福祉連絡協議会を活用

<会議体としての「協議の場」>



令和6年度「にも包括」の構築に向けた取り組み

国・区の動向	文京区 にも包括の構築に向けた主な取り組み
<p>精神保健福祉法 改正 令和6年4月施行</p> <ul style="list-style-type: none">・医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き・家族等の同意についての取扱い・措置入院時の入院必要性等に係る審査・措置入院者・医療保護入院者への退院促進措置・入院者訪問支援事業・虐待防止の措置、都道府県等への通報の義務化 <p>「文の京」総合戦略 策定 「文の京」ハートフルプラン 文京区地域福祉保健計画 策定 保健医療計画 策定 障害者・児計画 策定</p>	<p>地域精神保健福祉連絡協議会(2回開催)</p> <p>コア会議(2回開催) ピアイベント開催に向けた具体的な内容の検討と意見交換 ピアセンター交流会の報告と次年度に向けた取り組みの検討</p> <p>地域移行支援検討会議(4回開催) 長期入院後退院者の報告、意見交換 長期入院者の実態把握と今後の支援に向けた質的調査を実施</p> <p>実務者連絡会(3回開催) 関係機関の連携及び職務遂行能力の向上を図るため、実務者連絡会を実施</p> <p>地域生活安定化会議(4回開催) 事業を利用している対象者の実績報告と事例検討を実施</p> <p>心のサポーター養成研修実施(3回開催:対面2回・オンライン1回)</p> <p>ピアセンター交流会開催(1回開催) ～精神障害にもやさしいまちを目指して～ピアサポートを知ってつながろう</p>

令和7年度「にも包括」の構築に向けた取り組み(予定)

国・区の動向	にも包括の構築に向けた主な取り組み(予定)
<p>精神保健福祉法改正の段階施行</p> <ul style="list-style-type: none">・権利擁護と地域移行の強化・医療保護入院の厳格化・拘束・隔離の適正化・退院支援の標準化・アウトリーチ・ピア支援拡充・情報連携・記録の統一を推進 <p>文京区障害者(児)実態・意向調査実施</p>	<p>地域精神保健福祉連絡協議会(2回/年) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のための協議の場</p> <p>コア会議(2回/年) 地域精神保健福祉に係る課題の解決に向けた意見交換を行う場 第1回ピア活動の取り組み促進</p> <p>地域移行支援検討会議(4回/年) 地域移行の取り組み推進を図る 長期入院後退院者の事例共有、長期入院者の実態把握調査を実施</p> <p>実務者連絡会(3回/年) 精神障害者支援機関の連携及び職務遂行能力の向上を図る 各回テーマを設定「ピアサポーター」「意思決定支援」「オープンダイアローグ」</p> <p>地域生活安定化会議(4回/年) 安定化事業利用者の支援実績を共有し、個別支援を検討する</p> <p>心のサポーター養成研修(3回/年) こころの病気をもつ人に対する地域住民の理解と支えを広げる</p>